

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	寺地西地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(イ)項第1号, 第2号, 第9号及び第10号に掲げるもの</p> <p>(2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条による公民館</p>
建築物の敷地面積の最低限度	180 m ²
垣又は柵の構造, 高さ, 形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は, 生垣。</p> <p>ただし, 高さ0.6m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは, この限りでない。</p> <p>ただし, 門柱, 門扉その他これに類するものは, この限りでない。(*1)</p>
盛土の高さの制限(高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.6m以下。</p> <p>ただし, 築山等はこの限りでない。</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」, 建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については, 建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先 : 新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。